

年度の連結所得の金額の計算上、これらの支出又は償却に係る損金の額に算入される金額のほか、次に掲げる金額のうち最も少ない金額に相当する金額は、損金の額に算入する。

一 省 略

二 前連結事業年度等から繰り越された前条第二項の海外探鉱準備金の金額（第五十八条第二項の海外探鉱準備金を積み立てている当該連結親法人又はその連結子法人の前連結事業年度等から繰り越された同項の海外探鉱準備金の金額を含むものとし、前連結事業年度等の終了の日までに前条第四項又は第五項の規定により益金の額に算入された金額（第五十八条第四項又は第五項の規定により益金の額に算入された金額（第五十八条第二項又は第五項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）がある場合には当該金額を控除した金額とする。）のうち、当該連結事業年度において前条第四項又は第五項の規定により益金の額に算入された、又は算入されるべきこととなつた金額に相当する金額

三 省 略

3 前二項の規定は、これらの規定の適用を受けようとする連結事業年度の連結確定申告書等にこれらの規定により損金の額に算入される金額の損金算入に関する申告の記載があり、かつ、当該連結確定申告書等にその損金の額に算入される金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、これらの規定により損金の額に算入される金額は当該申告に係るその損金の額に算入されるべき金額に限るものとする。

4・5 省 略

（農用地利用集積準備金）

第六十八条の六十四 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で平成十四年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間に開始する各連結事業年度終了の日において第六十一条の二第一項に規定する特定農用地利用規程（以下この項及び第三項において「特定農用地利用規程」という。）に定める同条第一項に規定する特定農業法人（第三項において「特定農業法人」という。）に該当するものが、当該連結事業年度において、同条第一項に規定する農用地について当該特定農用地利用規程の定めるところに従い同項に規定する利用権の設定等又は農作業の委託を受けるために要する費用の支出に備えるため、当該連結事業年度の農業に係る収入金額として政令で定める金額の百分の九に相当する金額以下の金額を損金経理の方法（当該連結親法人又はその連結子法人

事業年度の連結所得の金額の計算上、これらの支出又は償却に係る損金の額に算入される金額のほか、次に掲げる金額のうち最も少ない金額は、損金の額に算入する。

一 同 上

二 前連結事業年度等から繰り越された前条第二項の海外探鉱準備金の金額（第五十八条の二第二項の海外探鉱準備金を積み立てている当該連結親法人又はその連結子法人の前連結事業年度等から繰り越された同項の海外探鉱準備金の金額を含むものとし、前連結事業年度等の終了の日までに前条第四項又は第五項の規定により益金の額に算入された金額（第五十八条の二第四項又は第五項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）がある場合には当該金額を控除した金額とする。）のうち、当該連結事業年度において前条第四項又は第五項の規定により益金の額に算入された、又は算入されるべきこととなつた金額に相当する金額

三 同 上

3 第六十八条の六十第六項の規定は、前二項の規定を適用する場合について準用する。

4・5 同 上

（農用地利用集積準備金）

第六十八条の六十四 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日までの間に開始する各連結事業年度終了の日において第六十一条の二第一項に規定する特定農用地利用規程（以下この項及び第三項において「特定農用地利用規程」という。）に定める同条第一項に規定する特定農業法人（第三項において「特定農業法人」という。）に該当するものが、当該連結事業年度において、同条第一項に規定する農用地について当該特定農用地利用規程の定めるところに従い同項に規定する利用権の設定等又は農作業の委託を受けるために要する費用の支出に備えるため、当該連結事業年度の農業に係る収入金額として政令で定める金額の百分の十に相当する金額以下の金額を損金経理の方法（当該連結親法人又はその連結子法人

の確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。)により農用地利用積積準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

258 省略

(交際費等の損金不算入)

第六十八条の六十六 連結法人の各連結事業年度（法人税法第十五条の二第一項本文に規定する連結親法人事業年度（以下この項において「連結親法人事業年度」という。）が平成十四年四月一日から平成十八年三月三十日までの間に開始するものに限る。）において、その連結親法人及び当該連結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人が当該各連結事業年度において支出する交際費等の額の合計額（当該連結親法人事業年度終了の日における当該連結親法人の資本又は出資の金額（資本又は出資を有しない連結親法人その他政令で定める連結親法人にあつては、政令で定める金額）が一億円以下である場合には、当該交際費等の額の合計額のうち次に掲げる金額の合計額）は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

一 当該連結親法人及びその連結子法人の支出した交際費等の額の合計額のうち四百万円に当該連結親法人事業年度の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額（次号において「定額控除限度額」という。）に達するまでの金額の百分の十に相当する金額

254 省略

(使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例)

第六十八条の六十七 連結親法人は、当該連結親法人及び当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人がした使途秘匿金の支出について法人税を納める義務があるものとし、連結親法人又はその連結子法人が平成十四年四月一日から平成十六年三月三十日までの間に使途秘匿金の支出をした場合には、当該連結親法人に課する各連結事業年度の連結所得に対する法人税の額は、法人税法第八十一条の十二第一項から第三項まで並びに第六十八条の八第一項、第六十八条の九第一項、第六十八条の十第五項、第六十八条の十一第六項及び第七十九条、第六十八条の十二第六項及び第七項、第六十八条の十三第四項、第六十八条の十四第六項、第六十八条の十五第六項、次条第一項及び第八項、第六十八条の六十九第一項、第六十八条の百第一項並びに第六十八条の百八第一項その他法人税に関する法令の規

の確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。)により農用地利用積積準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

258 同上

(交際費等の損金不算入)

第六十八条の六十六 連結法人の各連結事業年度（法人税法第十五条の二第一項本文に規定する連結親法人事業年度（以下この項において「連結親法人事業年度」という。）が平成十四年四月一日から平成十五年三月三十日までの間に開始するものに限る。）において、その連結親法人及び当該連結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人が当該各連結事業年度において支出する交際費等の額の合計額（当該連結親法人事業年度終了の日における当該連結親法人の資本又は出資の金額（資本又は出資を有しない連結親法人その他政令で定める連結親法人にあつては、政令で定める金額）が五千万円以下である場合には、当該交際費等の額の合計額のうち次に掲げる金額の合計額）は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

一 当該連結親法人及びその連結子法人の支出した交際費等の額の合計額のうち四百万円に当該連結親法人事業年度の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額（次号において「定額控除限度額」という。）に達するまでの金額の百分の二十に相当する金額

254 同上

(使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例)

第六十八条の六十七 連結親法人は、当該連結親法人及び当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人がした使途秘匿金の支出について法人税を納める義務があるものとし、連結親法人又はその連結子法人が平成十四年四月一日から平成十六年三月三十日までの間に使途秘匿金の支出をした場合には、当該連結親法人に課する各連結事業年度の連結所得に対する法人税の額は、法人税法第八十一条の十二第一項から第三項まで並びに第六十八条の八第一項、第六十八条の九第一項、第六十八条の十第五項、第六十八条の十一第六項及び第七十九条、第六十八条の十二第六項、第六十八条の十三第四項、第六十八条の十四第六項、第六十八条の十五第六項、次条第一項及び第八項、第六十八条の六十九第一項、第六十八条の百第一項並びに第六十八条の百八第一項その他法人税に関する法令の規

及び第八項、第六十八条の六十九第一項、第六十八条の百第一項並びに第六十八条の百八第一項その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、当該連結親法人及びその各連結子法人の使途秘匿金の支出の額の合計額に百分の四十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

254 省略

5 第一項の規定がある場合には、次に定めるところによる。

一 省略

二 第六十八条の九から第六十八条の十五までの規定の適用については、第六十八条の九第一項、第六十八条の十第二項、第六十八条の十一第二項、第六十八条の十二第二項及び第六十八条の十三第一項中「並びに第六十八条の十五第六項から第八項まで、第十一項及び第十二項」とあるのは、「第六十八条の十五第六項から第八項まで、第十一項及び第十二項」とあるのは、「第六十八条の十五第六項から第八項まで、第十一項及び第十二項並びに第六十八条の六十七第一項」と、第六十八条の十五第六項中「並びに次条第六項から第八項まで、第十一項及び第十二項」とあるのは、「次条第六項から第八項まで、第十一項及び第十二項並びに第六十八条の六十七第一項」と、第六十八条の十五第六項中「並びに前条第二項から第四項まで、第六項及び第七項」とあるのは、「前条第二項から第四項まで、第六項及び第七項」とする。

6・7 省略

(土地の譲渡等がある場合の特別税率)

第六十八条の六十八 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が土地の譲渡等をした場合には、当該連結親法人に対する各連結事業年度の連結所得に対する法人税の額は、法人税法第八十一条の十二第一項から第三項まで並びに第六十八条の八第一項、第六十八条の九第十一項、第六十八条の十第五項、第六十八条の十一第六項及び第七項、第六十八条の十二第六項及び第七項、第六十八条の十三第四項、第六十八条の十四第六項及び第七項、第六十八条の十五第十一項及び第十二項、前条第一項、第八項、次条第一項、第六十八条の百第一項並びに第六十八条の百八第一項その他の法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、当該連結親法人又はその各連結子法人ごとに算出した当該土地の譲渡等（次条第一項の規定の適用があるものを除く。）に係る譲渡利益金額の合計額に、それぞれ百分の五の割合を乗じて計算した金額の合計額を加算した金額とする。

254 同上

一 同上

二 第六十八条の九から第六十八条の十五までの規定の適用については、第六十八条の九第一項、第六十八条の十第二項、第六十八条の十一第二項、第六十八条の十二第二項及び第六十八条の十三第一項中「並びに第六十八条の十五第六項から第四項まで及び第六項」とあるのは、「第六十八条の十五第六項から第四項まで及び第六項並びに第六十八条の六十七第一項」と、第六十八条の十四項まで及び第六項並びに第六十八条の六十七第一項」と、第六十八条の十四第二項中「並びに次条第二項から第四項まで及び第六項」とあるのは、「次条第二項から第四項まで及び第六項並びに第六十八条の六十七第一項」と、第六十八条の十五第二項中「並びに前条第二項から第四項まで及び第六項」とあるのは、「前条第二項から第四項まで及び第六項並びに第六十八条の六十七第一項」とする。

6・7 同上

(土地の譲渡等がある場合の特別税率)

第六十八条の六十八 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が土地の譲渡等をした場合には、当該連結親法人に対する各連結事業年度の連結所得に対する法人税の額は、法人税法第八十一条の十二第一項から第三項まで並びに第六十八条の八第一項、第六十八条の九第十一項、第六十八条の十第五項、第六十八条の十一第六項及び第七項、第六十八条の十二第六項及び第七項、第六十八条の十三第四項、第六十八条の十四第六項及び第七項、第六十八条の十五第十一項及び第十二項、前条第一項、第八項、次条第一項、第六十八条の百第一項並びに第六十八条の百八第一項その他の法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、当該連結親法人又はその各連結子法人ごとに算出した当該土地の譲渡等（次条第一項の規定の適用があるものを除く。）に係る譲渡利益金額の合計額に、それぞれ百分の五の割合を乗じて計算した金額の合計額を加算した金額とする。

定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、当該連結親法人及びその各連結子法人の使途秘匿金の支出の額の合計額に百分の四十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

合を乗じて計算した金額の合計額を加算した金額とする。

256 省略

7 第五項の規定（連結事業年度に該当しない事業年度における土地等の譲渡につては、第六十二条の三第五項の規定）の適用を受けた譲渡に係る土地等の買取りをした同条第四項第九号から第十二号までの造成又は同項第十三号若しくは第十四号の建設を行うこれらの規定に規定する個人又は法人は、当該譲渡の全部又は一部が予定期間（同条第五項に規定する予定期間をいう。次項において同じ。）内に同条第四項第九号から第十四号までに掲げる土地等の譲渡に該当することとなつた場合には、当該適用に係る土地等の譲渡を行つた連結親法人又はその連結子法人に対し、遅滞なく、その該当することとなつた当該土地等の譲渡についてその該当することとなつたことを証する財務省令で定める書類を交付しなければならない。

8 第五項の規定（連結事業年度に該当しない事業年度における土地等の譲渡については、第六十二条の三第五項の規定）の適用を受けた土地等の譲渡（当該連結親法人又はその連結子法人が合併法人である場合には、当該合併に係る被合併法人が第五項の規定（当該被合併法人の連結事業年度に該当しない事業年度における土地等の譲渡にあつては、同条第五項の規定）の適用を受けた土地等の譲渡を含む。）の全部又は一部が予定期間の末日において同条第四項第九号から第十四号までに掲げる土地等の譲渡に該当しない場合には、当該連結親法人に対して課する同日を含む連結事業年度の連結所得に対する法人税の額は、法人税法第八十一条の十二第一項から第三項まで並びに第六十八条の八第一項、第六十八条の九第一項、第六十八条の十第五項、第六十八条の十一第六項及び第七項、第六十八条の十二第六項及び第七項、第六十八条の十三第四項、第六十八条の十四第六項及び第七項、第六十八条の十五第十一項及び第十二項、前条第一項、第一項、次条第一項、第六十八条の百第一項並びに第六十八条の十二第一項から第三項まで並びに第六十八条の八第一項、第六十八条の十一第六項、第六十八条の十二第六項、第六十八条の十四第六項、第六十八条の十五第六項、前条第一項、第一項、次条第一項、第六十八条の百第一項及び第六十八条の百八第一項その他法人税に関する法令の規定にかかるらず、これらの規定により計算した法人税の額に、当該連結親法人又はその各連結子法人ごとに算出した当該土地等の譲渡に係る譲渡利益金額の合計額に、それぞれ百分の五の割合を乗じて計算した金額として政令で定める金額の合計額を加算した金額とする。

9 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が土地等の譲渡（第三項及び第四項の規定に該当する土地等の譲渡（第六十二条の三第三項及び第四項の規定に該当する土地等の譲渡を含む。）を除く。）をした場合（第六十八条の七十一第五項又は第六十四条の二第四項の規定によりこれらの

256 同上

7 第五項の規定（連結事業年度に該当しない事業年度における土地等の譲渡については、第六十二条の三第五項の規定）の適用を受けた譲渡に係る土地等の買取りをした同条第四項第八号から第十一号までの造成又は同項第十二号若しくは第十三号の建設を行うこれらの規定に規定する個人又は法人は、当該譲渡の全部又は一部が予定期間（同条第五項に規定する予定期間をいう。次項において同じ。）内に同条第四項第八号から第十三号までに掲げる土地等の譲渡に該当することとなつた場合には、当該適用に係る土地等の譲渡を行つた連結親法人又はその連結子法人に対し、遅滞なく、その該当することとなつた当該土地等の譲渡についてその該当することとなつたことを証する財務省令で定める書類を交付しなければならない。

8 第五項の規定（連結事業年度に該当しない事業年度における土地等の譲渡については、第六十二条の三第五項の規定）の適用を受けた土地等の譲渡（当該連結親法人又はその連結子法人が合併法人である場合には、当該合併に係る被合併法人が第五項の規定（当該被合併法人の連結事業年度に該当しない事業年度における土地等の譲渡にあつては、同条第五項の規定）の適用を受けた土地等の譲渡を含む。）の全部又は一部が予定期間の末日において同条第四項第八号から第十三号までに掲げる土地等の譲渡に該当しない場合には、当該連結親法人に対して課する同日を含む連結事業年度の連結所得に対する法人税の額は、法人税法第八十一条の十二第一項から第三項まで並びに第六十八条の八第一項、第六十八条の九第一項、第六十八条の十第五項、第六十八条の十一第六項及び第七項、第六十八条の十二第六項及び第七項、第六十八条の十三第四項、第六十八条の十四第六項及び第七項、第六十八条の十五第十一項及び第十二項、前条第一項、第一項、次条第一項、第六十八条の百第一項及び第六十八条の百八第一項その他法人税に関する法令の規定にかかるらず、これらの規定により計算した法人税の額に、当該連結親法人又はその各連結子法人ごとに算出した当該土地等の譲渡に係る譲渡利益金額の合計額に、それぞれ百分の五の割合を乗じて計算した金額として政令で定める金額の合計額を加算した金額とする。

9 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が土地等の譲渡（第三項及び第四項の規定に該当する土地等の譲渡（第六十二条の三第三項及び第四項の規定に該当する土地等の譲渡を含む。）を除く。）をした場合（第六十八条の七十一第五項又は第六十四条の二第四項の規定によりこれらの

規定に規定する合併法人等である連結法人が当該土地等の譲渡をしたその適格合併等（これらの規定に規定する適格合併等をいう。）に係る被合併法人、分割法人、現物出資法人又は事後設立法人からこれらの規定に規定する特別勘定の金額の引継ぎを受けた場合その他の政令で定める場合を含む。）における第一項の規定の適用については、当該土地等の譲渡につき法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第五十条の規定又は第六十八条の七十から第六十八条の七十六まで若しくは第六十八条の七八から第六十八条の八十六までの規定により損金の額に算入された金額（第六十八条の七十七の規定により損金の額に算入されなかつた金額がある場合には、当該金額を控除した金額。以下この項において「損金算入額」という。）があるときは、当該損金算入額に相当する金額を当該連結事業年度における当該連結親法人又はその連結子法人の譲渡利益金額から控除するものとし、当該土地等の譲渡につき第六十八条の七十一第十項から第十一項まで（これらの規定を第六十八条の七十二第三項において準用する場合を含む。）、第六十八条の七十八第四項（第六十八条の七十九第十四項において準用する場合を含む。）、第六十八条の七十八第十二項（第六十八条の七十九第十五項において準用する場合を含む。）、第六十八条の七十九第十項から第十二項まで、第六十八条の八十三第十一項から第十三項まで又は第六十八条の八十五第十一項から第十三項までの規定により益金の額に算入された金額があるときは、当該金額に相当する金額を当該連結事業年度における当該連結親法人又はその連結子法人の譲渡利益金額に加算するものとする。

11 10

省 略

第一項又は第八項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 省 略

二 第六十八条の九から第六十八条の十五までの規定の適用については、第六十八条の九第一項、第六十八条の十第二項、第六十八条の十一第二項、第六十八条の十二第二項及び第六十八条の十三第一項中「並びに第六十八条の十五第六項から第八項まで、第十一項及び第十二項」とあるのは、「第六十八条の十五第六項から第八項まで、第十一項及び第十二項並びに第六十八条の六十八」と第六十八条の十四第二項中「並びに次条第六項から第八項まで、第十一項及び第十二項」とあるのは、「次条第六項から第八項まで、第十一項及び第十二項並びに第六十八条の六十八」と、第六十八条の十五第六項中「並びに前条第二項から第四項まで及び第六項」とあるのは、「前条第二項から第四項まで、第六項及び第六十八条の六十八」とする。

11 10

同 上

一 同 上

規定に規定する合併法人等である連結法人が当該土地等の譲渡をしたその適格合併等（これらの規定に規定する適格合併等をいう。）に係る被合併法人、分割法人、現物出資法人又は事後設立法人からこれらの規定に規定する特別勘定の金額の引継ぎを受けた場合その他の政令で定める場合を含む。）における第一項の規定の適用については、当該土地等の譲渡につき法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第五十条の規定又は第六十八条の七十から第六十八条の七十六まで若しくは第六十八条の七八から第六十八条の八十六までの規定により損金の額に算入されなかつた金額がある場合には、当該金額を控除した金額。以下この項において「損金算入額」という。）があるときは、当該損金算入額に相当する金額を当該連結事業年度における当該連結親法人又はその連結子法人の譲渡利益金額から控除するものとし、当該土地等の譲渡につき第六十八条の七十一第十項若しくは第十一項（これらの規定を第六十八条の七十二第三項において準用する場合を含む。）、第六十八条の七十八第四項（第六十八条の七十九第十三項において準用する場合を含む。）、第六十八条の七十八第十二項（第六十八条の七十九第十四項において準用する場合を含む。）、第六十八条の七十九第十項若しくは第十一項、第六十八条の八十三第十一項若しくは第十二項又は第六十八条の八十五第十一項若しくは第十二項の規定により益金の額に算入された金額があるときは、当該金額に相当する金額を当該連結事業年度における当該連結親法人又はその連結子法人の譲渡利益金額に加算するものとする。

11 10

同 上

一 同 上

二 第六十八条の九から第六十八条の十五までの規定の適用については、第六十八条の九第一項、第六十八条の十第二項、第六十八条の十一第二項、第六十八条の十二第二項及び第六十八条の十三第一項中「並びに第六十八条の十五第六項から第八項まで、第十一項及び第十二項」とあるのは、「第六十八条の十五第六項並びに第六十八条の六十八」と第六十八条の十四第二項中「並びに次条第二項から第四項まで及び第六項」とあるのは、「次条第二項から第四項まで及び第六項並びに第六十八条の六十八」と、第六十八条の十五第六項中「並びに前条第二項から第四項まで及び第六項」とあるのは、「前条第二項から第四項まで及び第六項並びに第六十八条の六十八」とする。

項まで、第六項及び第七項並びに第六十八条の六十八」とする。

12・13省略

(短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率)

第六十八条の六十九 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が短期所有に係る土地の譲渡等をした場合には、当該連結親法人に対して課する各連結事業年度の連結所得に対する法人税の額は、法人税法第八十一条の十二第一項から第三項まで並びに第六十八条の八第一項、第六十八条の九第一項、第六十八条の十第五項、第六十八条の十一第六項及び第七項、第六十八条の十二第六項及び第七項、第六十八条の十三第四項、第六十八条の十四第六項及び第七項、第六十八条の十五第十一項及び第十二項、第六十八条の六十七第一項、前条第一項及び第八項、第六十八条の百八第一項並びに第六十八条の百八第一項並びに第六十八条の百八第一項並びに第六十八条の百八第一項その他の法人税に関する法令の規定により計算し第一項並びに第六十八条の百八第一項その他の法人税に関する法令の規定にかかる一項、前条第一項及び第八項、第六十八条の百八第一項並びに第六十八条の百八第一項並びに第六十八条の百八第一項その他の法人税に関する法令の規定により計算した法人税の額に、当該連結親法人又はその各連結子法人ごとに算出した当該短期所有に係る土地の譲渡等に係る譲渡利益金額の合計額に、それぞれ百分の十の割合を乗じて計算した金額の合計額を加算した金額とする。

3 2 省略

第一項の規定は、短期所有に係る土地の譲渡等のうち、土地等の譲渡で次に掲げるものに該当することにつき財務省令で定めるところにより証明がされたものについては、適用しない。

一 国、地方公共団体その他これらに準ずる法人に対する土地等の譲渡で政令で定めるもの（第十号に掲げる譲渡に該当するものを除く。）

二・十 省略

4 前条第九項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が短期所有に係る土地の譲渡等に該当する土地等の譲渡（前項の規定に該当する土地等の譲渡を除く。）をした場合において、第一項の規定を適用するときについて準用する。この場合において、同条第九項中「第六十八条の七十八から」とあるのは「第六十八条の八十一から」と、「第六十八条の七八第四項（第六十八条の七十九第十四項において準用する場合を含む。）、第六十八条の七八第八項（第六十八条の七十九第十五項において準用する場合を含む。）、第六十八条の七十九第十項から第十二項まで、第六十八条の八十三第十一項」とあるのは「第六十八条の八十三第十一項」と読み替えるものとする。

12・13 同上

(短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率)

第六十八条の六十九 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が短期所有に係る土地の譲渡等をした場合には、当該連結親法人に対して課する各連結事業年度の連結所得に対する法人税の額は、法人税法第八十一条の十二第一項から第三項まで並びに第六十八条の八第一項、第六十八条の九第一項、第六十八条の十第五項、第六十八条の十一第六項及び第七項、第六十八条の十二第六項、第六十八条の十四第六項、第六十八条の十五第十一項、第六十八条の六十七第一項、前条第一項及び第八項、第六十八条の百八第一項並びに第六十八条の百八第一項その他の法人税に関する法令の規定にかかる一項、前条第一項及び第八項、第六十八条の百八第一項並びに第六十八条の百八第一項その他の法人税に関する法令の規定により計算した法人税の額に、当該連結親法人又はその各連結子法人ごとに算出した当該短期所有に係る土地の譲渡等に係る譲渡利益金額の合計額に、それぞれ百分の十の割合を乗じて計算した金額の合計額を加算した金額とする。

3 2 同上

3 同上

一 土地等の譲渡で国又は地方公共団体に対するもの（第十号に掲げる譲渡に該当するものを除く。）

二・十 同上

4 前条第九項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が短期所有に係る土地の譲渡等に該当する土地等の譲渡（前項の規定に該当する土地等の譲渡を除く。）をした場合において、第一項の規定を適用するときについて準用する。この場合において、同条第九項中「第六十八条の七十八から」とあるのは「第六十八条の八十一から」と、「第六十八条の七八第四項（第六十八条の七十九第十三項において準用する場合を含む。）、第六十八条の七八第八項（第六十八条の七十九第十四項において準用する場合を含む。）、第六十八条の七十九第十項若しくは第十一項、第六十八条の八十三第十一項」とあるのは「第六十八条の八十三第十一項」と読み替えるものとする。

5 7 同上

(収用等に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例)

第六十八条の七十一 省略

254 省略

5 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が適格合併（連結子法人が被合併法人となる適格合併）については、その適格合併の日が法人税法第十五条の二第一項本文に規定する連結親法人事業年度開始の日（以下この条において「連結親法人事業年度開始の日」という。）である場合の当該適格合併に限る。）、適格分割（適格分割型分割にあつては、その適格分割型分割の日が連結親法人事業年度開始の日である場合の当該適格分割型分割に限る。）、適格現物出資又は適格事後設立（以下この項及び第七項において「適格合併等」という。）を行つた場合には、次の各号に掲げる適格合併等の区分に応じ、当該各号に定める特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額は、当該適格合併等に係る合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人（以下この条において「合併法人等」という。）に引き継ぐものとする。

一五三 省略

6 10 省略

11 第一項の特別勘定（連結事業年度に該当しない事業年度において設けた第六十四条の二第一項の特別勘定を含む。）を設けている連結親法人又はその連結子法人が、他の連結親法人との間に当該他の連結親法人による法人税法第四条の二に規定する完全支配関係を有することとなつた場合（同法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別益金額又は個別損金額を計算する場合における同法第六十一条の十二第二項に規定する他の内国法人に該当する場合に限る。）において、当該完全支配関係を有することとなつた日の前日を含む連結事業年度終了の時に第一項の特別勘定の金額（政令で定める金額未満のものを除く。）を有しているときは、当該特別勘定の金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

12 第一項の特別勘定（連結事業年度に該当しない事業年度において設けた第六十四条の二第一項の特別勘定を含む。）を設けている連結親法人又はその連結子法人が次の各号に掲げる場合（第五項の規定により合併法人等に当該特別勘定を引き継ぐこととなつた場合を除く。）に該当することとなつた場合には、当該各号に定める金額は、その該当することとなつた日を含む連結事業年度（第四号に掲げる場合にあつては、その合併の日の前日を含む連結事業年度）の連結所得の金

(収用等に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例)

第六十八条の七十一 同上

254 同上

5 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が適格合併（連結子法人が被合併法人となる適格合併）については、その適格合併の日が法人税法第十五条の二第一項本文に規定する連結親法人事業年度開始の日（以下この項及び第十一項において「連結親法人事業年度開始の日」という。）である場合の当該適格合併に限る。）、適格分割（適格分割型分割にあつては、その適格分割型分割の日が連結親法人事業年度開始の日である場合の当該適格分割型分割に限る。）、適格現物出資又は適格事後設立（以下この項及び第七項において「適格合併等」という。）を行つた場合には、次の各号に掲げる適格合併等の区分に応じ、当該各号に定める特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額は、当該適格合併等に係る合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人（以下この条において「合併法人等」という。）に引き継ぐものとする。

一五三 同上

6 10 同上

11 同上

額の計算上、益金の額に算入する。

一 指定期間内に第一項の特別勘定の金額を前二項の規定に該当する場合以外の場合に取り崩した場合 当該取り崩した金額

一 指定期間内に第一項の特別勘定の金額を前項の規定に該当する場合以外の場合に取り崩した場合 当該取り崩した金額

合に取り崩した場合 当該取り崩した金額

二三四省略

二四 同上

17| 16| 15| 14| 13|
省 省 省 省 省
第一項、第三項及び第八項から第十一項までの規定により損金の額又は益金の

第一項 第三項及び第八項から第十一項までの規定により損金の額又は益金の額に算入される金額がある場合における法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額又は個別欠損金額の計算その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(収用換地等の場合の連結所得の特別控除)

第六十ハ条の七十三 省略

第六十八條の七十三 同 上

第六十八条の七十一第一項（前条第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定に該当することとなつた場合において、第六十八条

通算新法人又は当該通算新法人による連結完全支離關係ある連結子法人が第六十八条の七十一第一項又は第十二項（これらの規定を前条第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定に該当することとなつた場合において、第六十八条の七十一第一項に規定する特別勘定の金額又は同条第十二項各号に定める金額に係る収用換地等のあつた日を含む事業年度が連続事業年度に該当しない場合には、当該収用換地等のあつた日を含む事業年度が連続事業年度に該当しない場合には、当該事業年度（当該事業年度のうち同一の年に属する期間中に収用換地等により譲渡した資産の全部に係る同条第一項の特別勘定の金額（当該収用換地等のあつた日を含む事業年度が連続事業年度に該当しない場合には、第六十四条の二第一項の特別勘定の金額）がないこととなり、かつ、当該資産のいずれについても第六十八条の七十第一項（第六十八条の七十一第八項又は前条第三項において準用する場合を含む。）、第六十八条の七十第七項（第六十八条の七十一第九項又は前条第三項において準用する場合を含む。）又は前条第一項若しくは第五項の規定（第六十四条第一項（第六十四条の二第七項又は第六十五条第三項において準用する場合を含む。）、第六十四条第八項（第六十四条の二第八項又は第六十五条第三項において準用する場合を含む。）又は第六十五条第一項若しくは第五項の規定を含む。）の適用を受けていないときは、第六十八条の七十一第一項又は第十二項

連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が第六十八条の七十一第一項（前条第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定に該当することとなつた場合において、第六十八条の七十一第一項各号に定める金額に係る収用換地等のあつた日を含む事業年度（当該収用換地等のあつた日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度）のうち同一の年に属する期間中に収用換地等により譲渡した資産の全部に係る同条第一項の特別勘定の金額（当該収用換地等のあつた日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、第六十四条の二第一項の特別勘定の金額）がないこととなり、かつ、当該資産のいずれについても第六十八条の七十第一項（第六十八条の七十一第八項又は前条第三項において準用する場合を含む。）、第六十八条の七十第七項（第六十八条の七十一第九項又は前条第三項において準用する場合を含む。）又は前条第一項若しくは第五項の規定（第六十四条第一項（第六十四条の二第七項又は第六十五条第三項において準用する場合を含む。）、第六十四条第八項（第六十四条の二第八項又は第六十五条第三項において準用する場合を含む。）又は第六十五条第一項若しくは第五項の規定に該当することとなつた当該特別勘定の金額と五千万円（当該収用換地等のあつた日を含む）の適用を受けていないときは、第六十八条の七十一第一項の規定

の規定に該当することとなつた当該特別勘定の金額と五千万円（当該収用換地等のあつた日の属する年において他の資産の収用換地等により取得した補償金等の額又は交換取得資産の価額につき、第一項、第二項又はこの項の規定により損金の額又は損金の額に算入した、又は損金の額に算入する金額（第六十五条の二第一項、第二項又は第七項の規定により損金の額に算入した金額を含む。）があるときは、当該金額を又は第七項の規定により損金の額に算入した金額を含む。）があるときは、当該金額を控除した金額）とのいづれか低い金額をその該当することとなつた日を含む連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

8-10 省略

（特定の資産の買換えの場合の課税の特例）

第六十八条の七十八 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、平成十四年四月一日から平成十八年三月三十一日まで（次の表の第十九号の上欄に掲げる資産にあつては、平成十四年四月一日から平成十五年十二月三十一日まで）の期間（第九項において「対象期間」という。）内に、その有する資産（棚卸資産を除く。以下この款において同じ。）で同表の各号の上欄に掲げるもの（その譲渡につき第六十八条の六十九第一項の規定の適用がある土地等（土地又は土地の上に存する権利をいう。第六十八条の八十までにおいて同じ。）を除く。以下この条において同じ。）を除く。以下この条において同じ。）で同表の各号の上欄に掲げる連結法人が有する同欄に掲げる資産にあつては当該連結法人がそれぞれ最初に同欄のイからハまでの認定を受けた日から同日以後三年を経過する日までとし、同表の第十九号の上欄に掲げる資産については平成十四年四月一日から平成十五年十二月三十一日までとする。）の期間（第九項において「対象期間」という。）内に、その有する資産（棚卸資産を除く。以下この款において同じ。）で同表の各号の上欄に掲げるもの（その譲渡につき第六十八条の六十九第一項の規定の適用がある土地等（土地又は土地の上に存する権利をいう。第六十八条の八十までにおいて同じ。）を除く。以下この条において同じ。）の譲渡をした場合において、当該譲渡の日を含む連結事業年度において、当該各号の下欄に掲げる資産の取得をし、かつ、当該取得をした資産（第四項及び第十二項並びに次条第十四項及び第十五項を除き、以下この条及び次条において「買換資産」という。）を当該各号の下欄に規定する地域内にある当該連結親法人又はその連結子法人の事業の用（同表の第二十一号の下欄に掲げる船舶については、その連結親法人又はその連結子法人の事業の用。第三項及び第九項において同じ。）に供したとき（当該連結事業年度において当該事業の用に供しなくなつたときを除く。）又は供する見込みであるとき（適格合併により当該買換資産を合併法人に移転する場合において当該合併法人が当該買換資産を当該適格合併により移転を受ける当該各号の下欄に規定する地域内にある事業の用（同表の第二十一号の下欄に掲げる船舶については、その移転を受ける事業の用）に供する見込みであるときその他の政令で定めるときを含む。第三項において同じ。）は、当該買換資産につき、当該連結事業年度終了の時において、その圧縮基礎取得価額に差益割合を乗じて計算した金額の百分の八十に相当する金額（以下この項及び第九項において「圧縮限度額」という。）の範囲内でその帳簿価額を損金経理によ

た日の属する年において他の資産の収用換地等により取得した補償金等の額又は交換取得資産の価額につき、第一項、第二項又はこの項の規定により損金の額に算入した、又は損金の額に算入する金額（第六十五条の二第一項、第二項又は第七項の規定により損金の額に算入した金額を含む。）があるときは、当該金額を控除した金額）とのいづれか低い金額をその該当することとなつた日を含む連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

8-10 同上

（特定の資産の買換えの場合の課税の特例）

第六十八条の七十八 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、平成十四年四月一日から平成十八年三月三十一日まで（次の表の第十九号の上欄のイからハまでに掲げる連結法人が有する同欄に掲げる資産にあつては当該連結法人がそれぞれ最初に同欄のイからハまでの認定を受けた日から同日以後三年を経過する日までとし、同表の第十九号の上欄に掲げる資産については平成十四年四月一日から平成十五年十二月三十一日までとする。）の期間（第九項において「対象期間」という。）内に、その有する資産（棚卸資産を除く。以下この款において同じ。）を除く。以下この条において同じ。）で同表の各号の上欄に掲げるもの（その譲渡につき第六十八条の六十九第一項の規定の適用がある土地等（土地又は土地の上に存する権利をいう。第六十八条の八十までにおいて同じ。）を除く。以下この条において同じ。）の譲渡をした場合において、当該譲渡の日を含む連結事業年度において、当該各号の下欄に掲げる資産の取得をし、かつ、当該取得の日から一年以内に、当該取得をした資産（第四項及び第十二項並びに次条第十三項及び第十四項を除き、以下この条及び次条において「買換資産」という。）を当該各号の下欄に規定する地域内にある当該連結親法人又はその連結子法人の事業の用（同表の第二十一号の下欄に掲げる船舶については、その連結親法人又はその連結子法人の事業の用。第三項及び第九項において同じ。）に供したとき（当該連結事業年度において当該事業の用に供しなくなつたときを除く。）又は供する見込みであるとき（適格合併により当該買換資産を合併法人に移転する場合において当該合併法人が当該買換資産を当該適格合併により移転を受ける当該各号の下欄に規定する地域内にある事業の用（同表の第二十一号の下欄に掲げる船舶については、その移転を受ける事業の用）に供する見込みであるときその他の政令で定めるときを含む。第三項において同じ。）は、当該買換資産につき、当該連結事業年度終了の時において、その圧縮基礎取得価額に差益割合を乗じて計算した金額の百分の八十に相当する金額（以下この項及び第九項において「圧縮限度額」という。）の範囲内でその帳簿価額を損金経理によ

り減額し、又はその帳簿価額を減額することに代えてその圧縮限度額以下の金額を損金経理により引当金勘定に繰り入れる方法（当該連結親法人又はその連結子法人の確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により経理したときに限り、その減額し、又は経理した金額に相当する金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

譲渡資産	買換資産
<p>一 第六十五条の七第一項の表の第一号に規定する既成市街地等（以下この表において「既成市街地等」という。）内にある同号に規定する事務所若しくは事業所として使用されている建物（その附属設備を含む。以下この表において同じ。）又はその敷地の用に供されている土地等で、当該連結親法人又はその連結子法人により取得された日から引き続き所有されていたこれらの資産のうち所有期間（その取得がされた日の翌日から属する年の一月一日までの所有期間とする。第十九号において同じ。）が十年を超えるもの（第五号</p>	<p>既成市街地等以外の地域内（国内に限る。以下この表において同じ。）にある次に掲げる資産</p> <p>イ 土地等（農業又は林業の用に供されるものにあつては、都市計画法第七条第一項の市街化区域と定められた区域（以下この号において「市街化区域」という。）以外の地域内にあるものに限る。）ロ 建物、構築物又は機械及び装置（農業又は林業の用に供されるものにあつては、市街化区域以外の地域内にあるものに限る。）</p>

譲渡資産	買換資産
<p>一 第六十五条の七第一項の表の第一号に規定する既成市街地等（以下この表において「既成市街地等」という。）内にある同号に規定する事務所若しくは事業所として使用されている建物（その附属設備を含む。以下この表において同じ。）又はその敷地の用に供されている土地等で、当該連結親法人又はその連結子法人により取得された日から引き続き所有されていたこれらの資産のうち所有期間（その取得がされた日の翌日から属する年の一月一日までの所有期間とする。第十九号において同じ。）が十年を超えるもの（第五号</p>	<p>同上</p> <p>イ 同上</p> <p>ロ 同上</p>

業年度終了の時において、その圧縮基礎取得価額に差益割合を乗じて計算した金額の百分の八十（同表の第十八号の場合（同号の上欄に掲げる資産の譲渡が同欄のイに掲げる連結法人により行われる土地等及び建物又は構築物の譲渡であり、かつ、当該土地等の譲渡が国又は地方公共団体に対するものその他の公共の用途に供されるためのものとして政令で定めるものである場合に限る。）の同号の下欄に掲げる資産については、百分の九十）に相当する金額（以下この項及び第九項において「圧縮限度額」という。）の範囲内でその帳簿価額を損金経理により減額し、又はその帳簿価額を減額することに代えてその圧縮限度額以下の金額を損金経理により引当金勘定に繰り入れる方法（当該連結親法人又はその連結子法人の確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により経理したときに限り、その減額し、又は経理した金額に相当する金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

の上欄に掲げる資産にも該当する
ものを除く。)

号の上欄に掲げる資産にも該当す
るものと除く。)

二・十七 省略

十八 削除

省略

二・十七 同上

十八 国内にある土地等、建物又は
構築物で、イからハまでに掲げる
連結法人により取得をされた日か
ら引き続き所有されていたこれら
の資産のうち所有期間が十年を超
えるもの（それぞれイからハまで
に規定する事業再構築計画の定め
るところにより譲渡をされるもの
に限るものとし、イ又はハに掲げ
る連結法人にあつては、その譲渡
の日前一年以内のいずれかの時に
おいて産業活力再生特別措置法第
十七条第三項第一号に規定する特
定業種に属する事業以外の事業の
用に専ら供されていたものを除く
。）

同上

既成市街地等以外の地域内にある土
地等、建物、構築物又は機械及び装
置でそれぞれ上欄のイからハまでに
規定する事業再構築計画の定めると
ころにより取得をされるもの

イ 平成十一年十月一日から平成
十五年三月三十一日までの期間
(以下「の号において「定期期
間」という。) 内に産業活力再
生特別措置法第三条第一項に規
定する事業再構築計画(同法第
二条第二項第一号に規定する事
業構造変更及び同項第二号に規
定する事業革新について計画が
定められているものに限る。ロ
において同じ。)に係る同法第
三条第一項の認定(同法第四条

十九 省略	二十 船舶（内航海運組合法第五十一条において準用する同法第十二条の規定による国土交通大臣の認可を受けた調整規程に基づき行われる同法第五十八条において準用する同法第八条第一項第五号に掲
省略	国内にある事業の用に供される減価償却資産（船舶を除く。）

十九 同上	二十 船舶（内航海運組合法第五十一条において準用する同法第十二条の規定による国土交通大臣の認可を受けた調整規程に基づき行われる同法第五十八条において準用する同法第八条第一項第五号に掲
同上	同上

げる船腹の調整に関する事業の対象となつてゐる船種に該当する船舶（船舶法第一条に規定する日本船舶に限る。以下この号及び次号において同じ。）で内航海運業法第二条第二項に規定する内航海運業の用に供されていたもののうち当該船舶の譲渡が第六十八条の九第七項に規定する中小連絡法人により行われたものであることその他他の当該内航海運業の構造改善等に資することについて政令で定める要件を満たす譲渡に係るものに限る。）

象となつてゐる船種に該当する船舶（船舶法第一條に規定する日本船舶に限る。以下この号及び次号において同じ。）で内航海運業法第二条第二項に規定する内航海運業の用に供されていたもののうち当該船舶の譲渡が第六十八條の九第二項に規定する中小連結法人により行われたものであることその他の当該内航海運業の構造改善等に資することについて政令で定める要件を満たす譲渡に係るものに

げる船腹の調整に関する事業の対象となつてゐる船種に該当する船舶（船舶法第一条に規定する日本船舶に限る。以下この号及び次号において同じ。）で内航海運業法第二条第二項に規定する内航海運業の用に供されていたもののうち当該船舶の譲渡が第六十八条の九第七項に規定する中小連結法人により行われたものであることその他、他の当該内航海運業の構造改善等に資することについて政令で定める要件を満たす譲渡に係るものに限る。）

15 25
この条及び 14 省略

本条における用語については、次に定めるところによる。

一 取得には、建設及び製作を含むものとし、第一項の表の第一号及び第十九号の上欄の場合を除き、合併、分割、贈与、交換、出資又は適格事後設立によるものその他政令で定めるものを含まないものとする。

(特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例)

第六十八条の七十九
連結子法人が、平成十四年四月一日から平成十八年三月三十一日まで（前条第一項の表の第十九号の上欄に掲げる資産にあつては、平成十四年四月一日から平成十五年十二月三十一日まで）の期間（第三項において「対象期間」という。）内に、その有する資産で同表の各号の上欄に掲げるもの（その譲渡につき第六十八条の六十九第一項の規定の適用がある土地等を除く。）の譲渡をした場合において、当該譲渡をした日を含む連結事業年度終了日の翌日から一年を経過する連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、平成十四年四月一日から平成十八年三月三十一日まで（前条第一項の表の第十九号の上欄に掲げる資産にあつては、平成十四年四月一日から平成十五年十二月三十一日まで）の期間（第三項において「対象期間」という。）内に、その有する資産で同表の各号の上欄に掲げるもの（その譲渡につき第六十八条の六十九第一項の規定の適用がある土地等を除く。）の譲渡をした場合において、当該譲渡をした日を含む連結事業年度終了日の翌日から一年を経過する

15	2	3	14
同上	同上	同上	同上
一 同上	二 取得には、建設及び製作を含むものとし、第一項の表の第一号、第十八号及び第十九号の上欄の場合を除き、合併、分割、贈与、交換、出資又は適格事後設立によるものその他政令で定めるものを含まないものとする。	三 四 同上	

	<p>げる船腹の調整に関する事業の対象となつてゐる船種に該当する船舶（船舶法第一条に規定する日本船舶に限る。以下この号及び次号において同じ。）で内航海運業法第二条第二項に規定する内航海運業の用に供されていたもののうち当該船舶の譲渡が第六十八条の九第二項に規定する中小連結法人により行われたものであることその他の当該内航海運業の構造改善等に資することについて政令で定める要件を満たす譲渡に係るものに限る。）</p>
二十一 同 上	同 上

— 553 —

日までの期間（前条第三項に規定する政令で定めるやむを得ない事情があるため、当該期間内に当該各号の下欄に掲げる資産の取得をすることが困難である場合において、政令で定めるところにより当該連結親法人の納税地の所轄税務署長の承認を受けたときは、当該資産の取得をすることができるものとして、同日後二年以内において当該税務署長が認定した日までの期間。以下この項及び第五項において「取得指定期間」という。）内に当該各号の下欄に掲げる資産の取得をする見込みであり、かつ、当該各号の下欄に規定する地域内にある当該連結親法人又はその連結子法人の事業の用（同表の第二十一号の下欄に掲げる船舶については、その連結親法人又はその連結子法人の事業の用）内に当該各号の下欄に掲げる資産の取得をする見込みであり、かつ、当該連結子法人が被合併法人となる適格合併を行なう場合において当該適格合併に係る合併法人が取得指定期間内に当該各号の下欄に掲げる資産の取得をする見込みであり、かつ、当該取得の日から一年以内に当該合併法人において当該取得をした資産を当該連結親法人又はその連結子法人の事業の用（同表の第二十一号の下欄に掲げる船舶については、その連結親法人又はその連結子法人の事業の用）に供する見込みであるとき（当該連結親法人又はその連結子法人の事業の用）に供する見込みであると、その他の政令で定めるときを含む。）は、当該譲渡をした資産の譲渡に係る対価の額のうち当該譲渡をした資産に係る同表の各号の下欄に掲げる資産の取得に充てようとする額に差益割合を乗じて計算した金額の百分の八十に相当する金額を当該連結親法人又はその連結子法人の当該譲渡の日を含む連結事業年度の確定した決算において特別勘定として経理した場合に限り、その経理した金額に相当する金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

254 省略

5 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が適格合併（連結子法人が被合併法人となる適格合併にあつては、その適格合併の日が法人税法第十五条の二第一項本文に規定する連結親法人事業年度開始の日（以

の各号の上欄に掲げるもの（その譲渡につき第六十八条の六十九第一項の規定の適用がある土地等を除く。）の譲渡をした場合において、当該譲渡をした日を含む連結事業年度終了日の翌日から一年を経過する日までの期間（前条第三項に規定する政令で定めるやむを得ない事情があるため、当該期間内に当該各号の下欄に掲げる資産の取得をすることが困難である場合において、政令で定めるところにより当該連結親法人の納税地の所轄税務署長の承認を受けたときは、当該資産の取得をすることができるものとして、同日後二年以内において当該税務署長が認定した日までの期間。以下この項及び第五項において「取得指定期間」という。）内に当該各号の下欄に掲げる資産の取得をする見込みであり、かつ、当該各号の下欄に規定する地域内に当該連結親法人又はその連結子法人の事業の用（同表の第二十一号の下欄に掲げる船舶については、その連結親法人又はその連結子法人の事業の用）に供する見込みであるとき（当該連結親法人又はその連結子法人の事業の用）に供する見込みであると、その他の政令で定めるときを含む。）は、当該譲渡をした資産の譲渡に係る対価の額のうち当該譲渡をした資産に係る同表の各号の下欄に掲げる資産の取得に充てようとする額に差益割合を乗じて計算した金額の百分の八十（同表の第十八号の場合（同号の上欄に掲げる資産の譲渡が同欄のイに掲げる連結法人により行われる土地等及び建物又は構築物の譲渡であり、かつ、当該土地等の譲渡が国又は地方公共団体に対するものその他の公共の用途に供されるためのものとして政令で定めるものである場合に限る。）の同号の下欄に掲げる資産については、百分の九十。第三項において同じ。）に相当する金額を当該連結親法人又はその連結子法人の当該譲渡の日を含む連結事業年度の確定した決算において特別勘定として経理した場合に限り、その経理した金額に相当する金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

254 同上

5 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が適格合併（連結子法人が被合併法人となる適格合併にあつては、その適格合併の日が法人税法第十五条の二第一項本文に規定する連結親法人事業年度開始の日（以

下この条において「連結親法人事業年度開始の日」という。)である場合の当該割の日が連結親法人事業年度開始の日である場合の当該適格分割型分割に限る。)、適格現物出資又は適格事後設立(以下この項及び第七項において「適格合併等」という。)を行つた場合には、次の各号に掲げる適格合併等の当該各号に定める特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額は、当該適格合併等に係る合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人において「合併法人等」という。)に引き継ぐものとする。

一三 省略

6 10 省略

11 第一項の特別勘定(連結事業年度に該当しない事業年度において設けた第六十五条の八第一項の特別勘定を含む。)を設けている連結親法人又はその連結子法人が、他の連結親法人との間に当該他の連結親法人による法人税法第四条の二に規定する完全支配関係を有することとなつた場合(同法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別益金額又は個別損金額を計算する場合における同法第六十一条の十二第一項に規定する他の内国法人に該当する場合に限る。)において、当該完全支配関係を有することとなつた日の前日を含む連結事業年度終了の時に第一項の特別勘定の金額(政令で定める金額未満のものを除く。)を有しているときは、当該特別勘定の金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

12 第一項の特別勘定(連結事業年度に該当しない事業年度において設けた第六十五条の八第一項の特別勘定を含む。)を設けている連結親法人又はその連結子法人が次の各号に掲げる場合(第五項の規定により合併法人等に当該特別勘定を引き継ぐこととなつた場合を除く。)に該当することとなつた場合には、当該各号に定める金額は、その該当することとなつた日を含む連結事業年度(第四号に掲げる場合にあつては、その合併の日の前日を含む連結事業年度)の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一 取得指定期間内に第一項の特別勘定の金額を前二項の規定に該当する場合以外の場合に取り崩した場合 当該取り崩した金額

一四 省略

省略

15 14 13 前条第十二項の規定は、適格合併等により第八項又は第九項の規定の適用を受

下この項及び第十一項において「連結親法人事業年度開始の日」という。)である場合の当該適格合併に限る。)、適格分割(適格分割型分割にあつては、その適格分割型分割の日が連結親法人事業年度開始の日である場合の当該適格分割型分割に限る。)、適格現物出資又は適格事後設立(以下この項及び第七項において「適格合併等」という。)を行つた場合には、次の各号に掲げる適格合併等の区分に応じ、当該各号に定める特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額は、当該適格合併等に係る合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人(以下この条において「合併法人等」という。)に引き継ぐものとする。

一三 同上

6 10 同上

11 同上

一 取得指定期間内に第一項の特別勘定の金額を前二項の規定に該当する場合以外の場合に取り崩した場合 当該取り崩した金額

一四 同上

同上

14 13 12 前条第十二項の規定は、適格合併等により第八項又は第九項の規定の適用を受

けたこれらの規定に規定する買換資産（連結事業年度に該当しない事業年度において第六十五条の八第七項又は第八項の規定の適用を受けたこれらの規定に規定する買換資産（当該事業年度以後の事業年度において法人税法第六十一条の十一第一項又は第六十二条の十二第一項の規定の適用を受けたこれらの規定に規定する時価評価資産に該当するものを除く。以下この項及び第十七項において「単体買換資産」という。）を含む。）の移転を受けた合併法人等（当該適格合併等の後において連結法人に該当するものに限る。）が、当該適格合併等に係る被合併法人、分割法人、現物出資法人又は事後設立法人が当該買換資産の取得をした日から一年以内に、当該買換資産を当該合併法人等の当該適格合併等により移転を受けた前条第一項の表の各号の下欄に規定する地域（当該買換資産が単体買換資産である場合には、第六十五条の七第一項の表の各号の下欄に規定する地域）内にある事業の用（前条第一項の表の第二十一号の下欄又は第六十五条の七第一項の表の第二十四号の下欄に掲げる船舶については、その移転を受けた事業の用）に供しない場合又は供しなくなつた場合（適格合併等により当該買換資産を合併法人等に移転する場合を除く。）について準用する。

16 省略

18| 17| 16| 前二項に定めるもののほか、第一項の譲渡をした資産が前条第一項の表の二以上上の号の上欄に掲げる資産に該当する場合における第一項の特別勘定の金額の計算、同項、第三項、第八項から第十二項まで、第十四項及び第十五項の規定により損金の額又は益金の額に算入される金額がある場合における法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額又は個別欠損金額の計算その他第一項から第十五項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（特定の資産を交換した場合の課税の特例）

第六十八条の八十 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、平成十四年四月一日から平成十八年三月三十一日まで（第六十八条の七十八条第一項の表の第十九号の上欄に掲げる資産にあつては、平成十四年四月一日から平成十五年十一月三十一日まで）の間に、その有する資産で同表の各号の上欄に掲げるもの（その交換による譲渡につき第六十八条の六十九第一項の規定の適用がある土地等を除く。以下この条において「交換譲渡資産」という。）と当該各号の下欄に掲げる資産（以下この条において「交換取得資産」という。）との交換（第六十五条第一項第二号から第六号までに規定する交換、換地處

けたこれらの規定に規定する買換資産（連結事業年度に該当しない事業年度において第六十五条の八第七項又は第八項の規定の適用を受けたこれらの規定に規定する買換資産（当該事業年度以後の事業年度において法人税法第六十一条の十一第一項又は第六十二条の十二第一項の規定の適用を受けたこれらの規定に規定する時価評価資産に該当するものを除く。以下この項及び第十六項において「単体買換資産」という。）を含む。）の移転を受けた合併法人等（当該適格合併等の後において連結法人に該当するものに限る。）が、当該適格合併等に係る被合併法人、分割法人、現物出資法人又は事後設立法人が当該買換資産の取得をした日から一年以内に、当該買換資産を当該合併法人等の当該適格合併等により移転を受けた前条第一項の表の各号の下欄に規定する地域（当該買換資産が単体買換資産である場合には、第六十五条の七第一項の表の各号の下欄に規定する地域）内にある事業の用（前条第一項の表の第二十一号の下欄又は第六十五条の七第一項の表の第二十四号の下欄に掲げる船舶については、その移転を受けた事業の用）に供しない場合又は供しなくなつた場合（適格合併等により当該買換資産を合併法人等に移転する場合を除く。）について準用する。

16| 15| 同上

17| 16| 15| 前二項に定めるもののほか、第一項の譲渡をした資産が前条第一項の表の二以上上の号の上欄に掲げる資産に該当する場合における第一項の特別勘定の金額の計算、同項、第三項、第八項から第十一項まで、第十三項及び第十四項の規定により損金の額又は益金の額に算入される金額がある場合における法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額又は個別欠損金額の計算その他第一項から第十四項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（特定の資産を交換した場合の課税の特例）

第六十八条の八十 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、平成十四年四月一日から平成十八年三月三十一日まで（第六十八条の七十八条第一項の表の第十八号の上欄のイからハまでに掲げる連結法人が有する同欄に掲げる資産にあつては当該連結法人がそれぞれ最初に同欄のイからハまでの認定を受けた日から同日以後三年を経過する日までとし、同表の第十九号の上欄に掲げる資産にあつては平成十四年四月一日から平成十五年十二月三十一日までとする。）の間に、その有する資産で同表の各号の上欄に掲げるもの（その交換による譲渡につき第六十九第一項の規定の適用がある土地等を除く。以下この条において「交換譲渡資産」という。）と当該各号の下欄に掲げる資産（以下この条において「交換取得資産」という。）との交換（第六十五条第一項第二号から第六号までに規定する交換、換地處

分及び権利交換その他政令で定める交換を除く。以下この条において同じ。) をした場合(当該交換に伴い交換差金(交換により取得した資産の価額と交換により譲渡した資産の価額との差額を補うための金額をいう。以下この条において同じ。)を取得し、又は支払った場合を含む。) 又は交換譲渡資産と交換取得資産以外の資産との交換をし、かつ、交換差金を取得した場合(以下この条において「他資産との交換の場合」という。)における前二条の規定の適用については、次に定めるところによる。

一・二 省略

(大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例)

第六十八条の八十三 省略

255 省略

6 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が適格合併(連結子法人が被合併法人となる適格合併にあつては、その適格合併の日が法人税法第十五条の二第一項本文に規定する連結親法人事業年度開始の日(以下この条において「連結親法人事業年度開始の日」という。)である場合の当該適格合併に限る。)、適格分割(適格分割型分割にあつては、その適格分割型分割の日が連結親法人事業年度開始の日である場合の当該適格分割型分割に限る。)、適格現物出資又は適格事後設立(以下この項及び第八項において「適格合併等」という。)を行つた場合には、次の各号に掲げる適格合併等の区分に応じ、当該各号に定める特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額は、当該連結親法人による法人税法第四条の二に規定する完全支配関係を有することとなつた場合(同法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別益金額又は個別損金額を計算する場合における

一・三 省略

7511 省略

12 第一項の特別勘定(連結事業年度に該当しない事業年度において設けた第六十五条の十二第一項の特別勘定を含む。)を設けている連結親法人又はその連結子法人が、他の連結親法人との間に当該他の連結親法人による法人税法第四条の二に規定する完全支配関係を有することとなつた場合(同法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別益金額又は個別損金額を計算する場合における

く。以下この条において「交換譲渡資産」という。)と当該各号の下欄に掲げる資産(以下この条において「交換取得資産」という。)との交換(第六十五条第一項第二号から第六号までに規定する交換、換地処分及び権利交換その他政令で定める交換を除く。以下この条において同じ。)をした場合(当該交換に伴い交換差金(交換により取得した資産の価額と交換により譲渡した資産の価額との差額を補うための金額をいう。以下この条において同じ。)を取得し、又は支払った場合を含む。)又は交換譲渡資産と交換取得資産以外の資産との交換をし、かつ、交換差金を取得した場合(以下この条において「他資産との交換の場合」という。)における前二条の規定の適用については、次に定めるところによる。

一・二 同上

(大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例)

第六十八条の八十三 同上

255 同上

6 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が適格合併(連結子法人が被合併法人となる適格合併にあつては、その適格合併の日が法人税法第十五条の二第一項本文に規定する連結親法人事業年度開始の日(以下この条及び第十二項において「連結親法人事業年度開始の日」という。)である場合の当該適格合併に限る。)、適格分割(適格分割型分割にあつては、その適格分割型分割の日が連結親法人事業年度開始の日である場合の当該適格分割型分割に限る。)、適格現物出資又は適格事後設立(以下この項及び第八項において「適格合併等」という。)を行つた場合には、次の各号に掲げる適格合併等の区分に応じ、当該各号に定める特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額は、当該連結親法人による法人税法第四条の二に規定する完全支配関係を有することとなつた場合(同法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別益金額又は個別損金額を計算する場合における

一・三 同上

7511 同上

同法第六十一条の十二第一項に規定する他の内国法人に該当する場合に限る。)

において、当該完全支配関係を有することとなつた日の前日を含む連結事業年度終了の時に第一項の特別勘定の金額（政令で定める金額未満のものを除く。）を有しているときは、当該特別勘定の金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

13 第一項の特別勘定（連結事業年度に該当しない事業年度において設けた第六十五条の十二第一項の特別勘定を含む。）を設けている連結親法人又はその連結子法人が次の各号に掲げる場合（第六項の規定により合併法人等に当該特別勘定を引き継ぐこととなつた場合を除く。）に該当することとなつた場合には、当該各号に定める金額は、その該当することとなつた日を含む連結事業年度（第四号に掲げる場合にあつては、その合併の日の前日を含む連結事業年度）の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一 取得認定期間に第一項の特別勘定の金額を前二項の規定に該当する場合以外の場合に取り崩した場合 当該取り崩した金額

14 省略
15 省略
16 省略
17 省略

第五項及び前三項に定めるもののほか、第一項、第四項及び第九項から第十三項までの規定により損金の額又は益金の額に算入される金額がある場合における法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額又は個別欠損金額の計算その他第一項から第四項まで及び第六項から第十三項までの規定の適用に関する必要な事項は、政令で定める。

（認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例）

第六十八条の八十五 省略

255 省略

6 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が適格合併（連結子法人が被合併法人となる適格合併にあつては、その適格合併の日が法人税法第十五条の二第一項本文に規定する連結親法人事業年度開始の日（以下この条において「連結親法人事業年度開始の日」という。）である場合の当該適格合併に限る。）、適格分割（適格分割型分割にあつては、その適格分割型分

12 同 上

一 取得認定期間に第一項の特別勘定の金額を前項の規定に該当する場合以外の場合に取り崩した場合 当該取り崩した金額

13 同 上

14 同 上

15 同 上

16 同 上

第五項及び前三項に定めるもののほか、第一項、第四項及び第九項から第十二項までの規定により損金の額又は益金の額に算入される金額がある場合における法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額又は個別欠損金額の計算その他第一項から第四項まで及び第六項から第十二項までの規定の適用に関する必要な事項は、政令で定める。

（認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例）

第六十八条の八十五 同 上

255 同 上

6 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が適格合併（連結子法人が被合併法人となる適格合併にあつては、その適格合併の日が法人税法第十五条の二第一項本文に規定する連結親法人事業年度開始の日（以下この条において「連結親法人事業年度開始の日」という。）である場合の当該適格合併に限る。）、適格分割（適格分割型分割にあつては、その適格分割型分

割の日が連結親法人事業年度開始の日である場合の当該適格分割型分割に限る。）、適格現物出資又は適格事後設立（以下この項及び第八項において「適格合併等」という。）を行つた場合には、次の各号に掲げる適格合併等の区分に応じ、当該各号に定める特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額は、当該適格合併等に係る合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人（以下この条において「合併法人等」という。）に引き継ぐものとする。

一～三 省略

12| 7| 11 省略
第一項の特別勘定（連結事業年度に該当しない事業年度において設けた第六十五条の十四第一項の特別勘定を含む。）を設けている連結親法人又はその連結子法人が、他の連結親法人との間に当該他の連結親法人による法人税法第四条の二に規定する完全支配関係を有することとなつた場合（同法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別益金額又は個別損金額を計算する場合における同法第六十一条の十二第一項に規定する他の内国法人に該当する場合に限る。）において、当該完全支配関係を有することとなつた日の前日を含む連結事業年度終了の時に第一項の特別勘定の金額（政令で定める金額未満のものを除く。）を有しているときは、当該特別勘定の金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

13| 第一項の特別勘定（連結事業年度に該当しない事業年度において設けた第六十

五条の十四第一項の特別勘定を含む。）を設けている連結親法人又はその連結子法人が次の各号に掲げる場合（第六項の規定により合併法人等に当該特別勘定を引き継ぐこととなつた場合を除く。）に該当することとなつた場合には、当該各号に定める金額は、その該当することとなつた日を含む連結事業年度（第四号に掲げる場合にあつては、その合併の日の前日を含む連結事業年度）の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一 取得期間内に第一項の特別勘定の金額を前二項の規定に該当する場合以外の場合に取り崩した場合 当該取り崩した金額

一～四 省略

16| 15| 14| 13| 7| 11 省略
省略

17| 第五項及び前三項に定めるもののほか、第一項、第四項及び第九項から第十三項までの規定により損金の額又は益金の額に算入される金額がある場合における

適格分割型分割の日が連結親法人事業年度開始の日である場合の当該適格分割型分割に限る。）、適格現物出資又は適格事後設立（以下この項及び第八項において「適格合併等」という。）を行つた場合には、次の各号に掲げる適格合併等の区分に応じ、当該各号に定める特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額は、当該適格合併等に係る合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人（以下この条において「合併法人等」という。）に引き継ぐものとする。

一～三 同上

7| 11 同上

12| 同上

一 取得期間内に第一項の特別勘定の金額を前項の規定に該当する場合以外の場合に取り崩した場合 当該取り崩した金額

一～四 同上

16| 15| 14| 13| 7| 11 同上
同上

17| 第五項及び前三項に定めるもののほか、第一項、第四項及び第九項から第十二項までの規定により損金の額又は益金の額に算入される金額がある場合における

法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額又は個別欠損金額の計算その他第一項から第四項まで及び第六項から第十三項までの規定の適用に関する事項は、政令で定める。

(共同で現物出資をした場合の課税の特例)

第六十八条の八十六 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で産業活力再生特別措置法第五条第一項に規定する共同事業再編計画（同条第三項第四号に掲げる事項の記載があるものに限る。以下この項において同じ。）に係る同条第一項の認定（同法第五条の二第一項の認定を含む。以下この項において同じ。）を受けたもの（同法第十七条第一項の確認を受けたものに限る。以下この項において「共同事業再編法人」という。）が、産業活力再生特別措置法の一部を改正する法律（平成十五年法律第二号）の施行の日から平成十七年三月三十一日までの間に、当該認定に係る他の共同事業再編法人と共同して当該共同事業再編計画に従つて新たに法人（その発行済株式の総数又は出資金額の全部が当該共同事業再編法人及び当該他の共同事業再編法人により保有される会社に限る。以下この項において「共同新設会社」という。）を設立するためその有する金銭以外の資産の出資（当該設立のための出資により当該共同事業再編法人が当該共同新設会社の発行済株式の総数又は出資金額の百分の二十以上の株式の数又は出資の金額を保有するものであることその他政令で定める要件を満たすものに限る。以下この項において「特定共同出資」という。）をした場合において、当該特定共同出資により取得した株式又は出資（第六十八条の四十三第一項又は第八項の規定の適用を受けるものを除く。）を取得した連結事業年度において、当該特定共同出資により生じた差益金の額として政令で定める金額の範囲内でその帳簿価額を損金経理により減額したときは、その減額した金額に相当する金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

214 省略

5 第一項の規定の適用を受けた同項に規定する株式又は出資について法人税に関する法令の規定を適用する場合には、同項の規定により各連結事業年度の連結所得の金額得の金額の計算上損金の額に算入された金額は、当該株式又は出資の取得価額に算入しない。

(共同で現物出資をした場合の課税の特例)

第六十八条の八十六 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で産業活力再生特別措置法第三条第二項に規定する事業再構築計画（同法第二条第二項第一号に規定する事業構造変更及び同項第二号に規定する事業革新について計画が定められているものに限る。）に係る同法第三条第一項の認定（同法第四条第一項の認定を含む。以下この項において「共同計画に係る認定」という。）を受けたもの（同法第十七条第四項の確認を受けたものに限るものとし、新事業創出促進法第九条第一項の規定により適用される産業活力再生特別措置法第三条及び第四条の規定により、共同計画に係る認定を受けた同項に規定する特定会社に該当するものを含む。以下この項において「特定事業法人」という。）が、平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日までの間に、当該共同計画に係る認定に係る他の特定事業法人と共同して当該事業再構築計画に従つて新たに法人（その発行済株式の総数又は出資金額の全部が当該事業再構築計画に係る当該特定事業法人及び当該他の特定事業法人により保有される会社に限る。以下この項において「共同新設会社」という。）を設立するためその有する金額以外の資産の出資（当該資産の出資その他の当該設立のための出資により当該特定事業法人及び当該他の特定事業法人により保有される会社に限る。以下この項において「共同新設会社」という。）を設立するためその有することその他政令で定める要件を満たすものに限る。以下この項において「特定共同出資」という。）をした場合において、当該特定共同出資により取得した株式又は出資（第六十八条の四十三第一項又は第八項の規定の適用を受けるものを除く。）をした場合において、当該特定共同出資により取得した株式（出資を含むものとし、第六十八条の四十三第一項又は第八項の規定の適用を受けるものを除く。）につき、その取得をした連結事業年度において、当該特定共同出資により生じた差益金の額として政令で定めるところにより計算した金額の範囲内でその帳簿価額を損金経理により減額したときは、その減額した金額に相当する金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

214 同上

5 第一項の規定の適用を受けた同項に規定する株式について法人税に関する法令の規定を適用する場合には、同項の規定により各連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入された金額は、当該株式の取得価額に算入しない。